

マイナンバーカードの受取り等について 代理人に委任される方へ（ご案内）

原則、本人の来庁が必要ですが、病気、身体の障がい等やむを得ない理由により本人の来庁が困難であるときは、代理人にマイナンバーカードの受取りを委任できます。次の①から⑥のすべての書類を提示してください。

※仕事が多忙、通勤の為は理由として認められません。

①やむを得ない理由とそれを疎明する資料

- 病気の方・・・診断書 等
- 成年被後見人・・・代理権を証する書類
- 被保佐人及び被補助人・・・代理権を証する書類
- 中学生、小学生及び未就学児童・・・顔写真証明（法定代理人が証明したもの）※、生年月日の確認できる書類
- 75歳以上の高齢者・・・生年月日の確認できる書類（交付通知（はがき）の委任状欄に本人の来庁が困難である理由を記載）
- 長期入院中の方・・・顔写真証明（病院長が証明したもの）※入院確認できる領収書 等
- 障害のある方・・・身体障害者手帳※、精神障害者保健福祉手帳※障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証 等
- 施設入所中の方・・・顔写真証明（施設長が証明したもの）※、入所確認できる領収書 等
- 要介護・要支援認定者・・・顔写真証明（事業者の長が証明したもの）※、介護保険被保険者証 等
- 妊娠中の方・・・母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書 等
- 長期出張・航行している方（おおむね1か月以上）・・・出張先、期間が明記された会社の辞令、出張命令書 等
- 海外留学している方・・・査証の写し、留学先の学生証の写し
- 高校生・高専生・・・学生証、在学証明書
- ひきこもりのため公的な支援を受けている方・・・顔写真証明（公的な支援機関の長が証明したもの）※、公的な支援機関の職員が証明する書類

疎明する資料名の後に※のあるもの、学生証に顔写真のあるものは、裏面②の本人確認書類としても利用します。

（裏面へ）

(表面から)

②本人確認書類（次のいずれかの書類）の2点 または 3点

【 】・【 】・【 】

- (ア) ABCから2点以上（Aから1点以上） 免許証 + 学生証 など
(イ) BCから3点以上（Bから1点以上） 学生証（顔写真付） + 資格確認書 + 母子手帳 など
(ウ) カードが顔写真なしの場合ACから2点以上 こども医療受給者証 + 母子手帳 など

③代理人の本人確認書類 【 】【 】の2点

- (ア) ABCから2点以上（Aから1点以上） 免許証 + 資格確認書 など

「住所と氏名」または「氏名と生年月日」の記載のある有効期限内の本人確認書類
A：運転免許証、運転経歴証明書（交付日 H24.4.1 以降）、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、マイナンバーカード など
B：顔写真付きの社員証、顔写真付きの学生証 など
長期入院者、施設入所者、ひきこもりで公的支援を受けている方、未成年者、成年被後見人の方は、顔写真証明（様式が必要な方はお申し出ください。）
C：資格確認書、資格情報のお知らせ、介護保険証、年金手帳、年金証書、こども医療受給者証、母子手帳、社員証、学生証、卒業証書 など ※保険証はR7.12.2 以降廃止

④交付通知書（はがき）

回答書、委任状、※暗証番号を記入し、暗証番号欄には目隠しシールを貼ってください。

※暗証番号には、英字と数字の区別のためフリガナを記入してください。

⑤代理人の代理権を証明する書類

- 法定代理人以外に委任するときは、交付通知書（はがき）の委任状欄を記入してください。
- 法定代理人に委任するときは、戸籍謄本など資格を証明するものが必要ですが、西条市内に本籍のある方などで資格が確認できる場合は、提出する必要はありません。

※法定代理人以外にカードを交付した場合、本人へカードを交付した旨の通知を行います。

※法定代理人とは、未成年の方の親権者や本人が成年後見開始の審判をうけた場合の成年後見人などです。

※法定代理人が復代理人を選任する場合、上記法定代理人の代理権を証明する書類に加え、法定代理人が復代理人に委任したことを証する委任状（様式任意）をご用意ください。その際には、復代理人の本人確認書類（上記③と同様のもの）の提示も必要です。

⑥通知カード（マイナンバーをお知らせした紙製のカード）

※紛失している場合はお申し出ください。